

令和5年度 奨学生の募集要項

学習意欲が旺盛で将来社会に貢献し得る有為な人材を育成する為、備前市奨学資金貸付規則（平成17年教育委員会規則16号）により奨学資金貸付けを行いますので次により奨学生を募集します。

◇ 奨学資金貸付けの対象者

高等学校、専攻科、高等専門学校、大学及び専修学校に在学するもので、その保護者が市内に住所を有している者。 （※入学後の申請手続きとなります）

◇ 募集予定人員

第一種奨学資金 3人程度

第二種奨学資金 3人程度

◇ 奨学資金の種類（無利子）

第一種奨学資金

岡山県高等学校貸付奨学金、岡山県育英会又は独立行政法人日本学生支援機構の無利子奨学金の貸付けを受けている者に、大学生・専修学校生にあつては月額20,000円まで、高等学校生・専攻科生・高等専門学校生にあつては月額10,000円まで貸付けます。

第二種奨学資金（無利子）

高等学校等に在学し、備前市奨学生選考規程に基づき認定されたもの（第一種奨学資金の貸付けを受けるものは除く。）に、大学生・専修学校生にあつては月額50,000円まで、高等学校生・専攻科生・高等専門学校生にあつては、月額30,000円まで貸付けます。

○貸与期間

正規の最短修学年限とします。

○奨学資金の返還

奨学資金は貸付が終了し6か月の据置期間経過後から20年以内、半年賦で償還するものとします。

○申込方法

第一種奨学資金を申込まれる方は、次の書類を6月30日までに教育委員会社会教育課へ提出してください。

① 本人及び連帯保証人・保証人が連署した奨学資金貸付申請書

※うち、連帯保証人については印鑑印の押印とその印鑑証明を添付してください。

申請者の奨学生及び保証人は認印（ゴム印不可）で結構です。

② 申請者を扶養している者の属する世帯の住民票

③ 高等学校・大学等へ在籍していることを証明する書面

④ 岡山県育英会又は独立行政法人日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与を受けていることを証する書面

第二種奨学資金を申込まれる方は、上記①～③に次の書類を加えて6月30日までに教育委員会社会教育課へ申込んでください。

⑤ 直近卒業校の校長推薦書（奨学生選考調書添付のこと）及び成績証明書

⑥ 申請者を扶養している者の属する世帯の全世帯員の年間所得を証明するもの

⑦ その他教育委員会が必要と認める書類

なお、申請書受付後に連帯保証人、保証人について通知等により保証の意思確認を行う場合がありますのでご了承ください。

○選考基準

I 人物について

学習活動その他生活全般を通じて態度・行動が生徒にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

II 学力について

出身学校の成績が優秀であった者。また、奨学金を貸与することによって優れた学習成績を修める見込みがあると認められる者。

III 収入基準について

世帯各員の地方税法上の総所得を集計し、所得50万円以上の所得者にあつては1人につき100万円、その他の世帯員については1人につき50万円の率で控除したものが、500万円以内であること。

（収入、所得については令和5年中のものとしします。）

○ご注意 学力と収入基準を満たしていても、その年度の予算の範囲内で採用を行いますので、採用されないことがあります。

○詳しくは、教社会教育課社会教育係 担当：中出 電話64-1841までお願いします。

＜備前市 奨学資金 Q&A＞

Q1) 備前市に奨学資金の貸付制度がありますか？

A1) 備前市には次の奨学資金貸付制度（無利子）があります。

- ◇ 第一種奨学資金
- ◇ 第二種奨学資金
- ◇ 海外留学奨学資金

Q2) 貸付の対象者を教えてください。

A2) 高等学校、専攻科、高等専門学校、大学及び専修学校に在学する者で、その保護者が備前市内に住所を有している者となっています。

（海外留学奨学資金は、卒業後3年以内でも可。ただし、追加条件有り）

Q3) 第一種奨学資金について教えてください。

A3) いわゆる上乗せ資金貸付です。

前提条件＝岡山県育英会又は日本学生支援機構の無利子奨学金の貸付を受けている者

奨学資金＝大学生・専修学校生 → 月額2万円まで

高校生・専門学校生等 → 月額1万円まで

Q4) 第二種奨学資金について教えてください。

A4) 前提条件＝高等学校等に在学し、備前市奨学生選考規程に基づき認定された者（但し、第一種奨学資金の貸付を受ける者は除きます。）

奨学資金＝大学生・専修学校生 → 月額5万円まで

高校生・専門学校生等 → 月額3万円まで

Q5) 貸与期間を教えてください。

A5) 貸与の始期から在学する学校の最短修業年限（又は留学期間）の終期までです。

＜例＞4年制大学1年生 → 4年が貸与期間となります。

Q6) 奨学資金の返還について教えてください。据え置き期間がありますか？

A6) 据え置き期間＝貸付期間終了の月の翌月から起算し6ヶ月間です。

返還期間＝20年以内で、半年賦（年2回：均等償還）となっています。

返還方法は、教育委員会から送付する納付書により、指定金融機関で返還金をお支払いただくこととなります。

Q7) 書類等の提出期限、申込方法などについて教えてください。

A7) 提出期限は、6月30日までとなっています。

書類・申込方法など、詳細は備前市教育委員会 社会教育課へお尋ねください。
なお、募集要項記載の提出書類以外についても、必要に応じて提出を求める場合があります。

Q8) 備前市奨学生選考規程について、教えてください。

A8) 次に掲げる項目が選考の基準になります。

① 人物について (全種類)

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が生徒にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

② 資格要件について (第一種奨学資金)

岡山県育英会又は、独立行政法人日本学生支援機構の無利子融資を受けていること。

③ 学力について (第二種奨学資金)

出身学校の成績が優秀であった者。また、奨学金を貸与することによって優れた学習成績を修める見込みがあると認められる者。

④ 収入基準について (第二種奨学資金)

世帯各員の地方税法上の総所得を集計し、所得50万円以上の所得者にあつては1人につき100万円、その他の世帯員については1人につき50万円の率で控除したものが、500万円以内であること。

(収入、所得については令和5年中のものとし、所得証明は6月より発行されます。)

Q9) 問い合わせをする際、より具体的なことについて教えてもらえますか？

A9) 令和5年度は、次の者が担当します。

<備前市教育委員会> 社会教育課社会教育係 中出まで

〒705-8602
岡山県備前市東片上126番地
備前市教育委員会 社会教育課社会教育係
TEL: 0869-64-1841
FAX: 0869-64-4285
E-mail: bzshakai@city.bizen.lg.jp